

加害者側の立場に立った唯一の解説書！



Q&A 交通事故加害者の 賠償実務

被害者からの過剰請求対応

弁護士法人 愛知総合法律事務所 [編]

A5判/304頁 定価：本体2,800円+税

本書の特色

- ◆ 弁護士が知っておきたい交通事故紛争における加害者の立場に立った賠償実務のノウハウが集結！
- ◆ 交通事故事件を数多く扱う弁護士らが、これまでの実践を参考に事例を提示し、ポイント、考え方、調べるべきこと・情報の提供を求めるべきことを想定問答、裁判例を組み込みながら解説！
- ◆ 実務での活用方法がイメージできる、被害者側からの過剰請求対応に強くなれる一冊！

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 交通事故賠償QA

検索

CLICK!

『**交通事故裁判和解例集**』 裁判上の和解における損害賠償実務とその傾向
弁護士法人サリュ 交通事故和解研究班 編著 B5判/248頁 定価：本体3,500円+税 **も好評発売中！**

被害者からの過剰請求に対応する実践例を多数収録！

①事例 ②ポイント ③考え方 ④調べるべきこと・情報の提供を求めるべきこと
⑤想定問答 ⑥裁判例 ⑦用語の解説 の7つの項目でわかりやすく解説。

収録中の判例には、判例データベース「D1-Law.com判例体系」の判例IDを記載しています。
「D1-Law.com判例体系」をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

Q2 保険会社担当者の示談代行の根拠—契約者と相手方との直接交渉が問題となる場合の対処—

①事例

●保険会社担当者が、被害者と示談交渉を行う根拠はどのようなものでしょうか。

●被害者から、加害者本人との直接交渉を要求された場合、加害者は応じる義務があるのでしょうか。

●被害者が、事故現場で「全額支払う」と約束した場合、保険会社は、被害者の要求するすべての損害を賠償する必要があるのでしょうか。仮にない場合、保険会社が支払わなかった損害について、別途加害者が個人的に支払う義務があるのでしょうか。

②ポイント

1 示談代行の根拠

(1) 加害者が、保険会社と自動車保険契約・共済等（以下、「自動車保険」といいます。）を締結しており、事故当時にその自動車保険が有効であった場合、加害者が法的に賠償責任を負担する被害者の損害については、その自動車保険の契約限度内において、すべて自動車保険から支払われることとなります。

Q2 保険会社担当者の示談代行の根拠

の前述となる事実についての認識を欠いているもの

③ 錯誤が存在するもの

④ 強迫下でなされたもの

等については、合意が成立していないと評価できる場合があります。したがって、その効力については慎重な検討を行うべきです。

調べるべきこと・情報の提供を求めるべきこと
加害者の全賠約束となる場合

- 全賠約束がなされた時期
- 全賠約束がなされた際の加害者の認識
- 全賠約束がなされた際の状況（強迫の有無）
- 全賠約束の内容
- 全賠約束の効力を否定するような事情がないか

想定問答

Q なんて保険会社の担当者と話をしなければならぬんだ。

A 加害者との自動車保険契約により、この事故による正当な補償については、弊社が負担をさせていただくこととなりますので、その補償の内容の話し合いについても、弊社の担当である当職がお話しさせていただきますこととなります。

Q 保険会社が支払わないというなら、加害者に直接請求するぞ。

A 契約者が法的に支払うべきものは、すべて契約者に代わって弊社がお支払させていただきますが、弊社がお支払いしたかねるとしては、契約者にご請求いただいても、お支払することはありませんのでご承知おください。

Q 加害者は、事故当日「すべて扱う」とっていたではないか。

A 事実関係や損害額等、事案の全容を把握しない状況下の発言であり

④調べるべきこと・情報の提供を求めるべきこと

1 総論

ますので、この発言をもって、全額賠償の合意が成立しているとは評価できないものと思料いたします。

かかる発言は、法的に賠償義務のある損害については賠償するという意味に解すべきものであり、本件事故と因果関係のない損害についてまで賠償するというところでお約束したものではありません。

裁判例

現場約束の合意を限定的に解した裁判例

- 東京地判昭和40・11・10下級民集16巻11号1665頁 [27402807]
- 岡山地判昭和56・3・30交通民集14巻2号453頁 [29000563]
- 神戸地判平成4・12・24交通民集25巻6号1516頁 [29005008]
- 東京地判平成0・6・5交通民集29巻3号855頁 [28022189]

加害者の過失相殺しない旨の発言が、事案の全容を把握しなかった発言であったとして、合意の成立を否定。

用語の解説

直接請求権

交通事故に基づく損害賠償責任は、事故当事者である加害者や、使用者（事業執行中の事故の場合、運行供用者（人身損害の場合）が負担し、任意保険会社は直接の責任を負うわけではないため、被害者は、加害者の任意保険会社に対し、直接損害賠償の支払を請求することはできないことが原則であるところ、任意保険の約款上で定められた一定の場合

⑥裁判例

⑦用語の解説



- Ⅰ 総論
- Ⅱ 人身事故
- Ⅲ 物損事故
- Ⅳ モラルリスク
案件への対応

推薦の辞

今から40年ほど前、私が名古屋地裁交通集中部に裁判官として所属していた頃、事故発生が増加と自動車保険の普及に伴い、全国的に交通事故の損害賠償を巡る訴訟事件が増え続けていました。特に交通部が設置されている裁判所では、大量の事件に対して合理的で迅速な処理を図る方策として、損害額算定の基準、及び事故態様の類型と過失割合の目安が検討され、実用化が進みました。これらは次第に実務の原則的な運用として定着し、事件の早期解決に繋がってきたものと思われます。

しかし、時の経過とともに、原則的な運用基準に適合しない事案の解決策や従来は十分に検討されていなかった論点等が問題になるケースが浮上するようになりました。殊に、損害保険会社が自動車保険の特約で扱う、いわゆる弁護士保険の活用により、弁護士の関与のもと、損害額の多寡にかかわらず、問題点の徹底した論議がなされることが少なくない実情にあるようです。事件処理に当たる者としては、このような状況に的確に対応するための備えが必要でありましょう。

本書は、交通事故訴訟を数多く扱い、様々な事案解決の実績を蓄積する弁護士法人愛知総合法律事務所において、30名近い所属弁護士が実務の近況を踏まえ、熱心に議論を重ねて編集した、とても参考になる解説書です。私も裁判所を退官後、しばらく同事務所に所属し、定例の実務研究会、判例研究会等に参加する機会に恵まれ、大いに勉強になりました。このたびの出版が、交通事故問題に取り組みます皆様方のお役に立つものであることを確信し、推薦する次第であります。

平成28年12月

元名古屋地方裁判所長・弁護士
熊田 士朗



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640